税

出国時の市税の納付手続きはお済みですか

個人市民税・県民税は毎年１月１日現在で市内に お住まいのかたに、固定資産税・都市計画税は、毎年１月１日現在で市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)をお持ちのかたに、それぞれ課税されます。

海外へ出国される場合には、これらの市税の納付および納税管理人選定等の手続きが必要ですので、下記へご連絡ください。

■個人市民税・県民税　課税課市民税担当　☎38-2016
■固定資産税・都市計画税　課税課固定資産税担当　☎38-2017
■納税相談　収税課　☎38-2014
■口座振替　課税課管理担当　☎38-2015

【軽自動車税】出国・転出時には手続きが必要です

軽自動車税は毎年４月１日現在で軽自動車(原動機付自転車を含む)をお持ちのかたに課税されます。廃車・譲渡した場合または盗難にあった場合でも登録をそのままにしていますと課税されますので、廃車等の手続きをしてください。また、市外へ転出される場合は、芦屋市で廃車の手続きをし、転出先の住所地で登録する必要があります。海外へ出国される場合も廃車の手続きが必要ですので、下記の場所で必要な書類を確認のうえ、必ず登録の変更・廃車等の手続きをしてください。

なお、軽自動車税は年度途中で廃車されても月割計算で還付する制度はありません。

■**原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーの手続き**
課税課管理担当(市役所南館１階・13番窓口)☎38-2015
■**軽自動車(二輪・125cc超250cc以下)・小型自動車(二輪・250cc超)の手続き**
神戸運輸監理部兵庫陸運部(神戸市東灘区魚崎浜町34-2)☎050-5540-2066
■**軽自動車(三輪・四輪)の手続き**
軽自動車検査協会兵庫事務所(神戸市西区玉津町居住字孫田67-1)☎078-927-3648

【神戸運輸監理部からのお願い】 HPhttp://wwwtb.mlit.go.jp/kobe/
毎年、年度末は、自動車の検査・登録申請窓口が非常に混雑しますので、自動車の検査・登録手続きは、３月中旬までにお済ませください。
継続検査は、自動車検査証の有効期限の満了する日の１カ月前から受けられます。
■**登録関係のお問い合わせ**　☎050-5540-2066
■**検査関係のお問い合わせ**　☎078-453-1102
※**ユーザー車検予約サイト**　〈パソコン〉HP http://www.navi.go.jp/
〈携帯電話〉HP http://www.navi.go.jp/m/

兵庫県からのお知らせ

【兵庫ゆずりあい駐車場制度　４月スタート】

県内共通の利用証を交付し、車いす使用者利用駐車施設を適正にご利用いただくための「兵庫ゆずりあい駐車場制度」が、４月からスタートします。

今回交付する利用証は、公共施設やショッピングセンター・病院等の車いす使用者利用駐車区画(「兵庫ゆずりあい駐車場」案内標示のある駐車区画)で利用できます。

《ご利用いただける市の公共施設》

本庁舎、芦屋病院、体育館・青少年センター、美術博物館などを予定。

■**対象**　身体障がい・知的障がい・精神障がいのあるかた、難病患者・高齢者・妊産婦・傷病人等で、「歩行が困難なかた」(＊「駐車禁止除外指定車標章」所持者除く)
■**申請**　３月15日(木)から受け付け開始(平日・執務時間内)
■**交付**　申請書と歩行困難が確認できる書類(写し)を、芦屋健康福祉事務所監査・福祉課へ
問い合わせ　兵庫県障害者支援課　☎078-362-4379/FAX078-362-9040

【兵庫県地球温暖化防止活動推進員の募集】

県では、県民に対して地球温暖化防止に係る普及啓発や実践活動などに取り組んでいただく、「地球温暖化防止活動推進員」(任期：平成27年３月末まで)を募集します。
意欲と行動力のあるかたのご応募を、お待ちしています。
問い合わせ　兵庫県温暖化対策課　☎078-362-3284

【「森林の所有者届け出制度」　４月スタート】

平成23年４月の「森林法」改正に伴い、本年４月以降は、森林の土地所有者となったかたの「事後届け出」が義務付けられます。
■**対　象**　売買や相続等により森林の土地を収得した個人・法人
■**届け出**　土地の所有者になった日から90日以内に、収得した土地のある市町村へ
■**内　容**　届出者/前所有者住所氏名/所有権移転年月日/所有権移転の原因/土地の所在場所/面積・土地の用途/登記事項証明書/土地の位置示す地図
問い合わせ　兵庫県林務課　☎078-341-7711/芦屋市経済課　☎38-2033

「芦屋市健康増進・食育推進計画策定委員会」市民委員を募集します

問い合わせ　健康課　☎31-1586/FAX31-1018(〒659-8501 住所不要)
✉info@city.ashiya.hyogo.jp

市では、「第２次芦屋市健康増進・食育推進計画」の策定にあたり、市民の皆さんの意見を反映するため市民委員を募集します。

この計画は、「妊娠・出産期」「乳幼児期」から「高年期」までのライフステージごとの健康づくりや食育活動の施策を、総合的・計画的に推進するためのものです。

【募集要領】
■**募集期間**　３月９日～23日〈必着〉
■**募集人数**　市内在住の満20歳以上(応募時)のかた・２人以内
■**活動内容**　４月から平成25年３月までの間、平日の昼間に１回２時間程度・計６回程度開催する委員会に出席(詳細は委員会で決定)
■**報酬等**　規定に基づいた委員報酬および交通費を支給
■**応募方法**　様式は問いませんが、「あしやの健康づくりについて」または「あしやの食育について」と題した作文(800字以内)に、住所・氏名・生年月日・性別・電話番号を明記し、郵送・ファクス・Eメールのいずれかで上記へ
■**選考方法**　応募作文(返却不可)をもとに、書類選考〈＊結果は、本人に通知〉

平成23年10月分以降の「子ども手当」の申請はお済みですか？

問い合わせ　こども課　☎38-2117/FAX38-2160

平成23年10月１日現在で子ども手当支給要件に該当するかたの申請期限は、本年３月末までです。期限までに申請されないと、さかのぼって受給ができません。手続きがまだお済みでないかたは、至急、上記へ申請してください。
＊ただし、平成23年10月以降に他の市町村へ転居したかたや、子どもが生まれたかた等は、申請した月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

【主な支給要件等】
①０歳から中学校修了前(平成８年４月２日以降生まれ)の児童(対象児童)を養育しているかた(公務員のかたを除く)に、所得に関係なく支給されます。
＊公務員(独立行政法人等除く)のかたは、勤務先へお問い合わせください。
②対象児童が児童養護施設等に入所している場合は、保護者でなく施設設置者等に支給されます。
③国内に居住する児童(国外留学中の場合は含む)のみに支給されます。
④監護・生計同一要件を満たすかたが複数いる場合は、子どもと同居しているかたに支給されます。(単身赴任等や特別な事情がある場合を除く)

【支給月額】

対象児童		支給月額
０歳～３歳未満	—	一律 15,000円
３歳～小学校修了前	第１子・第２子	１人 10,000円
	第３子以降	１人 15,000円
中学生	—	一律 10,000円

＊３歳到達後の翌月からは、第１子および第２子の手当額は、月額10,000円となります。
＊第１子・第２子・第３子等の数え方は、18歳到達後の最初の３月31日までの間にある児童の出生順です。

市民が創る福祉プロジェクト展　―つながろう！！「芦屋」―

● 助け上手、助けられ上手で住みよく楽しいまちづくり ●

市では、「第２次芦屋市地域福祉計画」の策定にあたり、市民と行政で協働しながら「私たちの芦屋をよくしたい」という思いで、これまで３つのプロジェクトを進めてきました。

このたび、プロジェクトの取り組みを広め、つながりを強めていく「市民が創る福祉プロジェクト展」を開催します。多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

■**日時**　３月17日(土)午後１時～４時〈表彰式・午後２時～〉
■**会場**　ラポルテホール(ラポルテ本館３階)
■**内容**　“情報紙”展示会－市民が創る情報紙プロジェクト／ベンチデザイン・名前優秀作品展示・表彰－わがまちベンチプロジェクト／あしや役立ち隊アンケート－ひとり一役運動プロジェクト／やさしい防災・減災カルタの紹介　ほか

問い合わせ　第２次芦屋市地域福祉計画検討部会
「市民が創る福祉プロジェクト展」実行委員会事務局　☎38-2040(地域福祉課内)

「南芦屋浜地区地区計画」〈決定案〉を縦覧します

問い合わせ　都市計画課　☎38-2073

■**縦覧件名**　阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の変更
都市計画南芦屋浜地区地区計画(芦屋市決定)案
■**縦覧期間**　３月２日～16日・平日の執務時間内
■**縦覧場所**　都市計画課

※縦覧期間中、住民および利害関係人は市に上記決定案についての意見書を、縦覧場所へ提出することができます。
※なお、意見書は、個人情報以外は都市計画審議会の資料として公表されます。

「都市計画マスタープラン」〈改訂版〉策定

問い合わせ　都市計画課　☎38-2073

市では、平成17年の「都市計画マスタープラン」策定からおおむね５年が経過したため、このたび、改訂を行いました。これは、上位計画となる「第４次芦屋市総合計画」とも整合を図り、また、昨年実施したパブリックコメントのご意見も踏まえたものです。

「都市計画マスタープラン」は、芦屋の個性が感じられるよう、まちづくりのテーマである「美・快・悠のまち　芦屋」に願いを込めて、芦屋の優れた自然環境や景観を守り育て、国際文化住宅都市にふさわしい土地利用や、すべての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくりの推進等を目指しています。

※詳細および市民意見の結果は、市ホームページでご覧いただけます。

外来高額療養費の現物給付制度がスタートします

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、１カ月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後から高額療養費としてお返ししていましたが、４月１日から、入院時の医療費と同様、医療機関等の窓口に被保険者証(保険証)と併せて限度額適用認定証を提示すれば、自己負担限度額までの支払いで済むようになります(保険薬局・指定訪問看護事業者についても同様)。

＊限度額適用認定証は、加入の医療保険者へ事前に申請し、交付を受ける必要があります。

※１カ月(暦月)あたりの自己負担限度額は、世帯の市民税課税状況や所得によって異なります。
※すでに認定証の交付を受けているかたは、改めて交付申請する必要はありません。なお、加入の医療保険によっては、保険料の納付状況により、限度額適用認定証が交付されない場合があります。
※同一の月に複数の医療機関等を受診した場合は、それぞれの医療機関等ごとに外来の高額療養費を算定します。なお、同一医療機関に併設された医科・歯科については、別々に高額療養費を算定します。
※認定証を提示しない場合や、複数の医療機関等で限度額まで支払った場合などは、後日、高額療養費の申請をしていただき、支払った窓口負担額と自己負担限度額の差額が、後日ご加入の医療保険者から支給されます。

区分		事前の手続き	病院・薬局等で提示するもの
70歳未満	全世帯	加入医療保険者への「認定証」交付申請	限度額適用認定証
70歳以上	非課税世帯		
70歳以上75歳未満	非課税世帯でないかた	必要ありません	高齢受給者証
75歳以上			後期高齢者医療被保険者証

■《芦屋市国民健康保険に加入》保険医療助成課保険担当　☎38-2035(⑤番窓口)
■《後期高齢者医療制度に加入》保険医療助成課医療助成担当　☎38-2037(④番窓口)

平成24年 春季全国火災予防運動　3月1日~7日

消したはず 決めつけないで　もう一度《全国統一防火標語》
火災から 人命を守ろう《阪神地区統一標語》

この運動は、火災が発生しやすいこの季節に、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、市民の皆さんの財産の損失を防ぐことを目的としています。

また、平成23年６月から、既存住宅への「住宅用警報器」の設置が義務付けられています。まだ設置されていないというかたについては、ご自身の命と財産を守るため、「住宅用警報器」を必ず設置してください。

【重点目標】

■**住宅防火対策〈火災から“いのちを守る７つのポイント”〉**
①寝たばこは、絶対にやめる。
②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
⑤寝具や衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
⑥火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
⑦高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

■**放火火災・連続放火火災防止対策〈放火されない環境づくりが大切です〉**
放火されない環境づくりは、地域住民一人ひとりが積極的に放火火災に対する注意を心掛けることはもとより、関係行政機関・関係団体、事業所、町内会や住民・地域が一体となって、一過性の対策ではなく継続的に取り組むことが重要です。
①燃えやすいものを家の周囲に置かない。
②家のまわりを明るくする。
③自動車やバイクのボディカバーは、防炎製品にする。

■**特定防火対象物における防火安全対策の徹底**
①防火管理体制の充実。
②避難施設等および消防用設備等の維持管理の徹底。
③防炎物品の使用の徹底および防炎製品の使用の推進。
■**製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進**
電気用品・燃焼機器・自動車等の火災の発火源となることが多い製品について、適切な使用・維持管理を心掛け、火災事故防止に努めましょう。

■**林野火災予防対策**
春を迎えて、入山者の増加等が見込まれます。入山者は、防火意識の高揚を図りましょう。
■**乾燥時・強風時の火災発生防止対策**
乾燥時や強風時には火災発生の危険が大きく、また火災が発生すると大火になる危険性が大きいため、火気の取り扱いには細心の注意を払いましょう。また、強風時にはたき火等を行わないようにしましょう。

※詳細は、市ホームページ・消防コーナー掲載の「住宅防火対策」をご参照ください。

問い合わせ　消防本部予防課　☎38-2098

水槽付消防ポンプ自動車と救助工作車を更新配備

更新した(水槽付消防ポンプ自動車)

更新配備した(救助工作車)

消防本部では、平成７年度に導入した水槽付消防ポンプ自動車と救助工作車がNOX・PM法により運行できなくなるため、新しく両車両を更新購入し、水槽付消防ポンプ車を高浜分署に、救助工作車を本署に配備しました。

新しい水槽付消防ポンプ自動車は６人乗りで、1,500リットルの水槽と、後部には消火ホース延長用のホースカーを装備しています。

救助工作車は緊急消防援助隊仕様で、四輪駆動・LED照明・前後にウインチ・後部にクレーンを備え、市内の消防活動体制の充実、迅速化を図りました。

なお、購入費には、石油貯蔵施設立地対策等交付金(水槽付消防ポンプ自動車)・緊急消防援助隊設備整備費補助金(救助工作車)をそれぞれ充当しました。

問い合わせ　消防本部警防課 通信装備担当　☎32-2345
＊更新前の車両２台は、石巻地区広域行政事務組合消防本部に寄贈します。

夜間(17：00～9：00)水道修理工事当番表【３月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

●平日の昼間は水道部へお尋ねください。
●土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へお尋ねください。
●夜間の修理は、右の業者が待機しています。

店名	TEL	当番日
㈱大阪商会	32-6302	1、14、20、26
西岡設備工業所	22-6900	2、8、21、27
前忠工業㈱	31-8548	3、9、15、28
(資)神明商会	22-3565	4、10、16、22
中央水道工務所	22-3552	5、11、17、23、29
原田商会	22-0706	6、12、18、24、30
越智商会	22-3708	7、13、19、25、31

問い合わせ　水道工務課　☎38-2083

地区集会所〈県民交流広場〉の催し

問い合わせ　市民参画課　☎38-2007

大原集会所〈火曜日休館〉☎38-7782(午前中)	【歌声喫茶】■日時　３月１日(木)・23日(金)午前10時～正午　■指導　隈本由紀子　■参加費　200円　＊直接会場へ
翠ケ丘集会所〈水曜日休館〉☎22-2475(午前中)	【おしゃべり喫茶サロン翠ケ丘】■日時　３月12日(月)午後１時30分～４時　■参加費　150円(茶菓付き)
前田集会所〈水曜日休館〉☎23-3899(午前中)	【まちの寺子屋(楽しいお話の会)】■日時　３月23日(金)①午後３時30分～②午後４時～　■対象　①幼稚園児②小学生
浜風集会所〈水曜日休館〉☎38-0960(午前中)	【浜風コンサート】■日時　３月20日(火・祝)午前10時～午後０時30分　■参加費　200円(飲み物付き)　＊直接会場へ
打出集会所〈月曜日休館〉☎23-2329(午前中)	【ワンコインふれあいショー】■日時　３月４日(日)午前10時30分～　■会場　打出浜小学校体育館　■参加費　500円　＊直接会場へ
春日集会所〈水曜日休館〉☎32-5377(午前中)	【楽しく歌おう親睦カラオケ】■日時　３月18日(日)午後１時～４時　■定員　20人　■参加費　200円(茶菓付き)　＊直接会場へ
朝日ケ丘集会所〈月曜日休館〉☎23-4896(午前中)	【憩いの広場・毛糸のポンチョ作り】■日時　３月27日(火)午前10時～正午　■参加費　200円(毛糸持参)　＊直接会場へ
潮見集会所〈月曜日休館〉☎32-4359(午前中)	【ＤＶＤを楽しむ会　映画「ローマの休日」】■日時　３月６日(火)午前10時～正午　■参加費　100円(お茶代)　＊直接会場へ

ヒューマンライツシアター「毎日かあさん」

涙も笑いも規格外。でも、これは本当にあった家族の物語。

■**日時**　３月10日(土)①午前10時～11時54分②午後２時～３時54分　■**会場**　上宮川文化センター３階ホール　■**定員**　①②先着150人　■**出演等**　小泉今日子・永瀬正敏・矢部光祐(子役)・小西舞優(子役)ほか/監督:小林聖太郎/原作:西原理恵子
■**申し込み**　直接会場へ

人権啓発講演会・パネル写真展

【講演会「震災と支援を考える」】
■**日時**　①３月10日(土)②17日(土)③24日(土)/午後１時～２時30分　■**会場**　上宮川文化センター　■**内容**　①「あの日から１年を振り返って」被災地NGO協働センター代表・村井雅清氏②「あしなが運動45年と東日本大震災」神戸レインボーハウス館長・富岡誠氏/指導者・中埜翔太氏③「被災地からの『がれき』受け入れについて」阪南大学准教授・下地真樹氏　■**定員**　各30人
■**申し込み**　事前に電話かファクスで下記へ
【パネル写真展「東日本大震災被災者支援」】
■**期間**　３月10日～17日(日曜日を除く)

問い合わせ　上宮川文化センター　☎22-9229/FAX22-1659

エントランスコンサート　part20

障がいのある人もない人も、子どもも大人もみんなが楽しめる、歌と手話のバリアフリーコンサートです。お気軽にお出かけください。
■**日時**　３月25日(日)午後２時30分～
■**会場**　保健福祉センター(呉川町14-9)エントランスホール
■**出演**　手話歌グループあしや(手話歌)・加藤純子(歌)・隈本義子(ピアノ)
■**曲名**　この町がすき／見上げてごらん夜の星を／幸せ運べるように／森の水車／ハナミズキ／朝はどこから／春の小川／マル・マル・モリ・モリ　ほか

問い合わせ　福祉センター　☎31-0612